

豊洲新市場建設工事 基本設計に係る プロポーザル方式の評価基準

1. 無効となる要件

提出された技術提案書の中で、以下の条件の一つに該当する場合は、原則として提出された技術提案書全体を無効とする。

- (1) 実施要領に規定する様式及び技術提案書作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (2) 記述すべき事項の全部又は一部(ただし、重要な部分に限る)記載されていないもの
- (3) 記述すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法がもちいられたもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの (PUBDIS に虚偽のデータを登録している場合も含む)
- (6) 入札説明書及び設計業務委託仕様書の規定に違反した記載がされているもの
- (7) その他、設定した条件を満たしていない場合

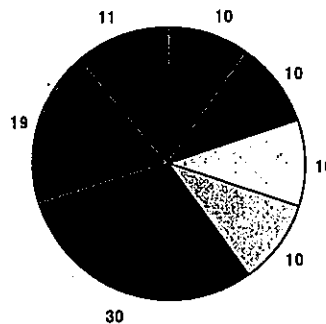
2. 各評価項目の配点

各評価項目の配点は下記とする。

技術者の実績に関する提案：30点

技術面に関する提案：40点

資格・経験	
管理技術者：	1点
主任技術者：5人×1点＝	5点
担当技術者：5人×1点＝	5点
	計11点
同種又は類似業務の実績	
管理技術者：	4点
主任技術者：5人×2点＝	10点
担当技術者：5人×1点＝	5点
	計19点



業務の実施方法・手法	
課題番号(1)	10点
課題番号(2)	10点
課題番号(3)	10点

ヒアリング：30点

ヒアリング
30点

3. 技術者の実績に関する提案

提出された技術提案書に記載された技術者の資格・経験、業務実績を評価する。評価点は、以下で求めた評価係数に各評価項目の配点(管理技術者、主任技術者、担当技術者ごとに配点されている場合は、その配点)を乗じて求める。

ただし、技術提案書作成上の留意事項に定めた関係資料がなく、資格や業務実績等を確認できない場合は、当該の資格や業務実績等を評価の対象としない。

(1) 資格・経験

技術者の資格・経験に関する評価係数は、表1の技術者資格係数に実務経験年数を乗じて算出した資格・経験係数から表2により求める。(管理技術者の技術者資格係数は■とする。)

資格・経験係数=技術者資格係数(表1)×保有資格の取得後の年数

但し、技術者の保有資格の取得後の年数が20年以上の場合は20年とする。

【例1】

管理技術者で実務経験が10年の者

(1) 資格条件により、技術者資格係数は■

(2) 資格・保有資格の取得後の年数=■×10=■

(3) 表2により、評価係数は■

(4) 評価点=評価項目の配点×評価係数=1.0×■=■

【例2】

一級建築士の資格を有する主任技術者で実務経験が20年の者

(1) 表1により、技術者資格係数は■

(2) 資格・保有資格の取得後の年数=■×20=■

(3) 表2により、評価係数は■

(4) 評価点=評価項目の配点×評価係数=1.0×■=■

表1 技術者資格係数

資格					技術者資格係数
意匠	構造	建築積算	電気設備	機械設備	
一級建築士	構造設計一級建築士・一級建築士	一級建築士・建築積算士(建築積算資格者)	設備設計一級建築士・一級建築士・建築設備士・技術士	設備設計一級建築士・一級建築士・建築設備士・技術士	■
二級建築士	二級建築士	二級建築士	一級電気工事施工管理技士	一級管工事施工管理技士	■
その他	その他	その他	二級電気工事施工管理技士・その他	二級管工事施工管理技士・その他	■

表2 技術者の評価係数

資格・経験係数	評価係数
15.00以上	■
10.00以上15.00未満	■
5.00以上10.00未満	■
5.00未満	■

(2) 同種又は類似業務の実績

同種又は類似業務に関わる評価係数は、各実績ごとに表3の業務係数に表4の携わった立場を乗じ、これを加えた合計値を件数3で除すこと。(評価係数は小数点以下第三位で四捨五入)

$$\text{評価係数} = (\text{業務係数} \times \text{携わった立場}) / 3$$

なお、実績が2件以下の場合でも、合計値を件数3で除すこと。

【例】

下記の2件をあげた主任技術者の評価

業務実績1 (類似業務で主任技術者として携わった)

業務実績2 (同類業務で担当技術者として携わった)

(1) 業務実績1 「業務係数」 ■ (表3より) × 「携わった立場」 ■ (表4より) = ■

(2) 業務実績2 「業務係数」 ■ (表3より) × 「携わった立場」 ■ (表4より) = ■

(3) 評価係数 = ■

(4) 評価点 = 評価項目の配点 × 評価係数 = 2.0 × ■ = ■

表3 業務係数

業務の種類	業務係数
同種業務	■
類似業務	■

表4 携わった立場

過去の 実績での立場	今回の立場	管理技術者の実 績評価の場合	主任技術者の実績 評価の場合	担当技術者の実績 評価の場合
管理技術者又はこれに準ず る立場				
主任技術者又はこれに準ず る立場				
担当技術者又はこれに準ず る立場				

4. 技術面における技術提案の評価

提出された技術提案書の業務の実施方針・手法及び各課題についての提案を、各審査委員の評価により総合的に評価する。

評価点は、各審査委員の評価係数を平均(小数点第三位を四捨五入とする。)した数値に各評価項目の配点を乗じて求める。

「業務の実施方法・手法」「課題についての提案」

- ①「業務の実施方法・手法」の評価係数は、表5を目安に0.1～1.0の間で0.1刻みの数値とする。
- ②「課題についての提案」の評価係数(全体構成)は、表6を目安に0.1～1.0の間で0.1刻みの数値とする。

【例】

各委員の配点が1.0, 0.8, 0.8, 0.4, 0.4, 0.5, 0.6, 0.7であった場合

(1) 評価係数 = $(1.0 + 0.8 + 0.8 + 0.4 + 0.4 + 0.5 + 0.6 + 0.7) / 8 = 0.65$

(2) 評価点 = 評価項目の配点 × 評価係数 = $10 \times 0.65 = 6.5$

表5

評価項目	評価基準	評価係数(目安)			
業務の実施 方法・手法	業務への取組体制、担当チームの特徴(協力体制・業務分担体制等)、特に重視する業務上の配慮事項(ただし、各課題に対する内容を除く。)実施手順の明確性等から、取組意欲・体制の妥当性など。				

表6

評価項目	評価基準	評価係数(目安)			
		■	■	■	■
課題についての提案 課題番号 (1)	「省エネ東京仕様2007」を踏まえ、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した施設計画と設備更新へ配慮した考え方について、その理解度・的確性・実現性（提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）など。	■	■	■	■
課題についての提案 課題番号 (2)	市場の施設、設備、施設の維持管理の問題を理解しているか。また、市場のライフサイクルコストを意識しているか。その的確性・実現性（着眼点、問題点の解決方法が適性になされているか等）など	■	■	■	■
課題についての提案 課題番号 (3)	景観形成の上位計画や地元区の景観条例等を理解し、提案がされているか。着眼点、問題点、解決方法等が適性になされているか。提案内容に実現性があるか。	■	■	■	■

3. ヒアリングの評価

「技術者の実績に関する提案」「技術面における技術提案」により評価された、評価点の上位数社を、ヒアリングにより各審査委員が総合的に評価する。評価点は、各審査委員が表7から算出した評価係数を平均(小数点第三位を四捨五入とする。)した数値に各評価項目の配点を乗じて求める。

評価係数は、表7を目安に0.1~1.0の間で0.1刻みの数値とする。

【例】
 各委員(計6名)の配点が1.0, 0.7, 0.5, 0.6, 0.8, 0.9であった場合
 (1) 評価係数 = $(1.0 + 0.7 + 0.5 + 0.6 + 0.8 + 0.9) / 6 = 0.75$
 (2) 評価点 = 評価項目の配点 × 評価係数 = $30 \times 0.75 = 22.5$

表7

評価項目	評価基準	評価係数(目安)			
		■	■	■	■
ヒアリング	提案書の内容について、その理解度・的確性・実現性（提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）など確認をおこなう。	■	■	■	■

豊洲新市場建設工事 基本設計に係るプロポーザル方式評価基準 審査の方法について

技術提案書の評価方法は、以下のとおりとする。

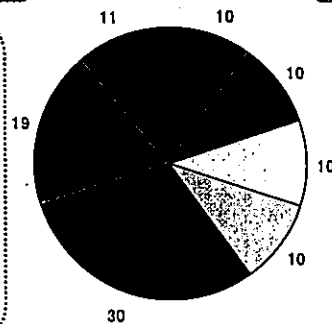
- 「技術者の実績に関する提案」30点は、本技術審査委員会の審査を円滑に進めるために、中央卸売市場事業部施設課(以下、「事務局」)で採点し、その結果を本技術審査委員会で確認し決定する。
- 「技術面に関する提案」40点は、本技術審査委員会の構成委員が評価し、決定する。
- 「ヒアリング」30点は、本技術審査委員会の構成委員が評価し、決定する。

※「技術者の実績に関する提案」を事務局で採点する理由

- ・技術者の経験及び実績を確認する作業で採点に主観的要素が含まれない。
- ・技術者の能力確認に必要な業者からの提出書類から、審査対象となる会社(団体・個人)が特定でき対外的に本技術審査委員会の客観性を保持するため。

技術者の実績に関する提案：30点

資格・経験	
管理技術者：	1点
主任技術者：5人×1点＝	5点
担当技術者：5人×1点＝	5点
	計11点
同種又は類似業務の実績	
管理技術者：	4点
主任技術者：5人×2点＝	10点
担当技術者：5人×1点＝	5点
	計19点



技術面に関する提案：40点

業務の実施方法・手法	
課題番号(1)	10点
課題番号(2)	10点
課題番号(3)	10点
	計30点

ヒアリング：30点

ヒアリング 30点